

青森県報

第三千三十九号

平成二十一年
一月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

公共測量の終了.....(監理課) 一
漁船保険付保義務の発生.....(西北地域局) 一

公 告

行政書士試験の合格者.....(総務学事課) 二
建設業者の許可の取消し.....(三八地域局) 二
右 同.....(同上地域局) 二
右 同.....(同上) 二

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任.....(三八地域局) 三
道路の位置の指定.....(下北地域局) 四

告 示

青森県告示第四十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

平成二十一年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量(一級水準測量)

三 測量の期間

平成二十年九月三日から同年十二月三十一日まで

四 測量の地域

八戸市

青森県告示第四十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十一年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野四八番地 工藤 十四雄	大間越
西津軽郡深浦町大字大間越字第六六番地 中 村 清 次	
西津軽郡深浦町大字大間越字第六六番地 中 村 利 男	

公 告

行政書士試験の合格者

平成二十年行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第二条の規定により公告する。

平成二十一年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

受 験 番 号
〇三二〇〇〇三
〇三二〇〇〇一六
〇三二〇〇〇二〇
〇三二〇〇〇二四
〇三二〇〇〇二九
〇三二〇〇〇四二
〇三二〇〇〇六五
〇三二〇〇〇六八
〇三二〇〇〇七三
〇三二〇〇一四
〇三二〇〇一三一
〇三二〇〇二六一
〇三二〇〇二八七
〇三二〇〇四〇五
〇三二〇〇四一四
〇三二〇〇四四八
〇三二〇〇四九三

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社三久工業
- 二 代表者の氏名 溝江 一史
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市北白山台四丁目一の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第二二六六八号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 竹浦建設株式会社
- 二 代表者の氏名 竹浦 ちせ
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西五番町一四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第三五二二号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 十和田重車輛株式会社
- 二 代表者の氏名 荒川 春松
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字大沢田字池ノ平一三の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第二二 四九号
- 五 取消年月日 平成二十一年一月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年十二月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年一月二十六日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	田名部和義	八戸市石堂一丁目四の一七	平成 二〇・一・三〇就任
" "	西村 俊郎	売市四丁目一六の二九	" "
" "	小笠原清志	河原木九の二五	" "

職 名	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	前田 巖	大字田面木字上田面木二六の八	" "
" "	中村 勝光	石堂一丁目三の二三	" "
" "	在家 円次	長苗代一丁目一の一三	" "
" "	河村 眞光	大字河原木字小田二二	" "
" "	金浜 一美	大字糠塚字柳ノ下六の二	" "
" "	下村 勇一	長苗代四丁目五の二九	" "
" "	小笠原小治	大字尻内町字尻内二五	" "
" "	中村 昭介	長苗代二丁目一の一三	" "
" "	木村 春男	大字河原木字見立山二の三	" "
" "	河原木 昇	字八太郎一七	" "
" "	高橋 隆二	字日計一	" "
" "	根城 正人	長根二丁目一の五	" "
" "	清川 和彦	大字尻内町字尻内三四	" "
" "	小笠原萬三	河原木七の二一	" "
" "	小笠原良治	大字尻内町字尻内四九	" "
" "	後村 森夫	長苗代二丁目七の四	" "
" "	田名部正弘	石堂一丁目五の一六	" "
" "	西山 勇	大字河原木字高館三七	" "
理 事	中村 一郎	字八太郎一	二〇・一・二五退任
" "	小笠原菊美	大字尻内町字表河原二九の二	" "
" "	坂本與三郎	大字河原木字日計前三五	" "
" "	清川 喜一	大字尻内町字馬場四の一五	" "
" "	田名部和義	石堂一丁目四の一七	" "
" "	後村 義隆	長苗代一丁目六の二二	" "
" "	田多 景吉	大字田面木字上田面木四九	" "
" "	小笠原 松太郎	長根二丁目五の六	" "
" "	在家 円次	長苗代一丁目一の一三	" "
" "	大久保 寛	長者三丁目八の一	" "
" "	中村 百孝	長苗代三丁目一八の八	" "
" "	小笠原清志	河原木九の二五	" "
" "	西村 俊郎	売市四丁目一六の二九	" "
" "	中村 勝光	石堂一丁目三の二三	" "
" "	河村 眞光	大字河原木字小田二二	" "
" "	後村 安朗	大字長苗代字内前田五の二	" "
" "	前田 巖	大字田面木字上田面木二六の八	" "

下北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年一月二十六日

下北地域県民局 奈良岡 修 一

田名部一見	石堂二丁目一六の二八
小笠原萬三	河原木七の二一
〃	〃
〃	〃

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市金曲三丁目七三の八	二六・〇〇メートル	六・〇八メートル	平成 二一・一・八

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭